

文部科学省・厚生労働省告示第二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十五日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

厚生労働大臣 舩添 要一

第一の一の1、第一の二の2、第一の三、第一の四及び第五の一中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

附 則

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。